3月1日～7日 春季全国火災予防運動

全国統一防火標語
消すまでは 出ない行かない 離れない

◆住宅防火　いのちを守る　7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類、カーテンなどからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置する。
- お年寄りや体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

◆市内の火災発生状況

平成24年中、市内では58件の火災が発生しました。前年と比較すると11件増加しています。原因別では放火・放火の疑いがトップを占めています。燃えやすい物を外に置かないなどの注意が必要です。

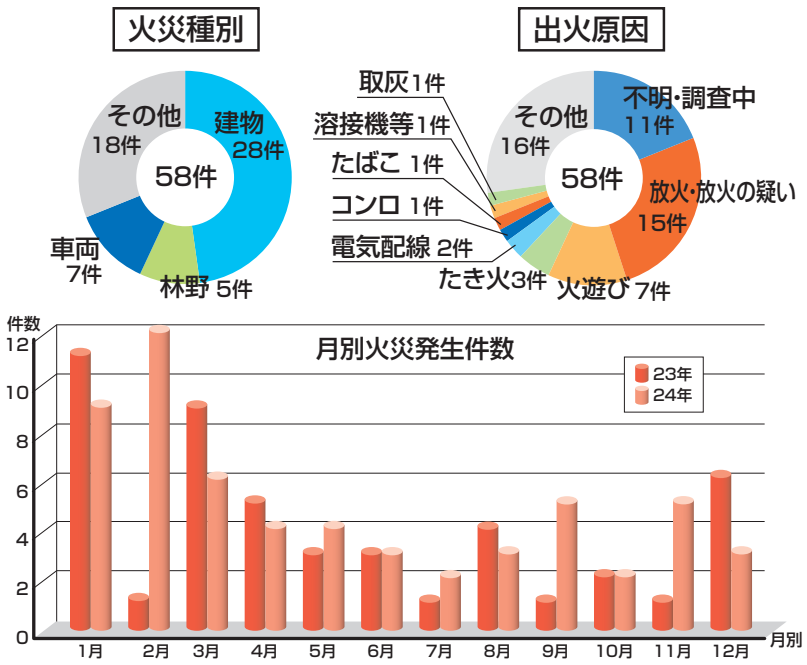

火災から大切な命を守るために
住宅用火災警報器を設置しましょう

消防法とひたちなか・東海広域事務組合火災予防条例により、全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。

■住宅用火災警報器設置に関するアンケート調査の結果

市内小学4年生の少年消防クラブ員1,218人の世帯にアンケート調査を実施したところ、約93%の世帯が住宅用火災警報器の設置が義務化されたことをご存じでした。また、約69%の世帯が設置しており、義務化されていない台所にも設置していると答えた世帯が約36%ありました。

平成24年中に各種講習会等参加者で市内在住の方を対象に行ったアンケート調査と少年消防クラブ員のアンケート調査を合わせると、4,018世帯のうち2,899世帯（約72%）が住宅用火災警報器を設置していました。

住宅火災による死傷者をなくすため、まだ設置されていないご家庭は、一日も早く設置をお願いします。

■住宅用火災警報器の点検

電池切れの時には音声でお知らせするか、ピッピッピッと短い一定の間隔で鳴りますので、新しい電池に交換してください。

メーカーによって異なりますが、本体の寿命はおおむね10年です。設置後10年が経過したら新しい警報器に交換することをお勧めします。取扱説明書を参考に確認してください。

住宅用火災警報器奏功事例

住宅の2階で就寝中、寝具がヒーターに接触して出火。住宅用火災警報器の警報音により目覚め、階段を下りて玄関から避難し、やけどを負ったが命に別状はなかった。

◎消防本部からのお知らせ

消防職員を装った不適切な訪問販売が県内で発生しています。消防職員は消火器や住宅用火災警報器の訪問販売は行っていません。

不審な場合は、必ずはっきりと断りましょう。

【問合せ】ひたちなか・東海広域事務組合消防本部予防課☎271-0735

市有地を公売します

市内の市有地を一般競争入札により公売します。

入札に参加を希望する方は、申し込みが必要となります。申込書は2月12日㈫から管財課（本庁舎2階）で配布します。

●申込資格

以下の条件に該当しない方
- ○成年被後見人、被保佐人
- ○破産者で復権を得ていない方
- ○市税等の税金の滞納のある方

●申込受付期間

2月12日㈫～20日㈬
（㈯、㈰を除く）
午前9時～午後5時

●返信期間

2月20日㈬～22日㈮
参加予定者に一般競争入札参加受付書を郵送します。

●入札日時　2月28日㈭
- 【物件No.1】午前　9時～
- 【物件No.2】午前10時～
- 【物件No.3】午前11時～

物件No.1　大成町31番8
- ●地積　261.15㎡
- ●最低売却価格　9,349,170円
- ○上下水道あり　○市街化区域
- ○建ぺい率60%　○容積率200%

物件No.2　田宮原4038番40
- ●地積　311.44㎡
- ●最低売却価格　5,699,352円
- ○上水道あり　○下水道なし
- ○市街化調整区域　○建ぺい率60%
- ○容積率200%

物件No.3　田宮原4038番52
- ●地積　361.13㎡
- ●最低売却価格　6,825,357円
- ○上水道あり　○下水道なし
- ○市街化調整区域　○建ぺい率60%
- ○容積率200%

※公売する市有地は現況処分（現況有姿）となります。

※物件No.2、3は、市街化調整区域のため各種公法上の規制があります。入札参加希望者は建築指導課で必ず確認してください。

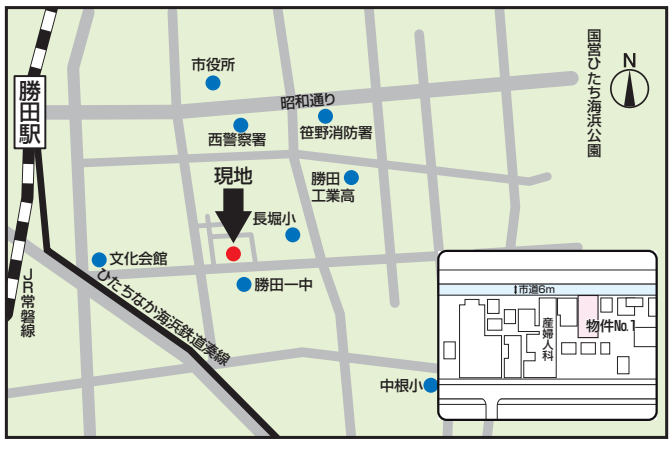

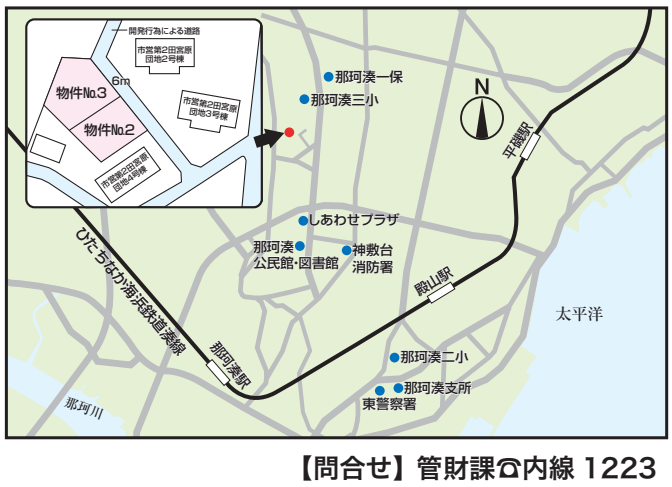

【問合せ】管財課☎内線1223